

入間市手数料条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類		金額		事務の種類		金額	
1～18 略				1～18 略			
				19 行政手続における特		800円	
				定の個人を識別する			
				ための番号の利用等			
				に関する法律（平成2			
				5年法律第27号。以下			
				「番号法」という。）			
				第2条第7項に規定			
				する個人番号カード			
				の交付（初回交付並び			
				に個人番号及び住民			
				票コードの変更によ			
				り返納した場合、国外			
				転出により返納した			
				場合並びに発行主体			
				の過失による場合の			
				交付を除く。）			
19～47 略				20～48 略			
48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうか	49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうか

			<p>の審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、<u>32の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額</p>			<p>の審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、<u>33の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額</p>	
49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審	長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	<p>1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規</p>	50	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審	長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	<p>1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規</p>

査		<p>定により準用する同法第6条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、<u>32の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額</p>	査		<p>定により準用する同法第6条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、<u>33の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額</p>
50・51 略			51・52 略		
52	都市の低炭素化の促進に関する法律(平新築等	低炭素建築物 (1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第5	53	都市の低炭素化の促進に関する法律(平新築等	低炭素建築物 (1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第5

	成24年法律第84号) 第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	4条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、前二号に定める額に、32の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)		成24年法律第84号) 第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	4条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、前二号に定める額に、33の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)		
53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に	低炭素建築物新築等計画の変更申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に	54	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に	低炭素建築物新築等計画の変更申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に

	対する審査		適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前二号に定める額に、32の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出の場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を加算した額		対する審査		適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前二号に定める額に、33の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出の場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を加算した額
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更	55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更

	項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査		の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項及び58の項において同じ。)が300m <sup>2</sup> 未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 19,000円 イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 5,500円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 9,500円 (2)・(3) 略		項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査		の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項及び59の項において同じ。)が300m <sup>2</sup> 未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 19,000円 イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの 5,500円 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの 9,500円 (2)・(3) 略
55	建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出さ	56	建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出さ

	<p>れた場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。このイ及び次号イ並びに57の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 19,000円</p> <p>(2)～(4) 略</p>		<p>れた場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。このイ及び次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの 19,000円</p> <p>(2)～(4) 略</p>
--	---	--	---

			(5) 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、 <u>32の項</u> の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)			(5) 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、 <u>33の項</u> の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)	
56	建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(4) 略 (5) 建築物省エネ法第36条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第35条第2	57	建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(4) 略 (5) 建築物省エネ法第36条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第35条第2



査	数料	<p>項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、<u>32の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）</p>	査	数料	<p>項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、<u>33の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）</p>
57～76 略			58～77 略		
備考 略			備考 略		